

甲府市設計變更基準

指導検査課

1 目的

この基準は甲府市契約規則及び工事請負契約に基づき、請負工事に関する設計変更等の基準を定め、予算執行の適正を期するとともに変更事務の定型化を図ることを目的とする。

2 設計変更の定義

すでに決定された原設計の変更をいう。

3 設計変更の基本原則

設計変更の決定及び設計変更に伴う契約変更は、この基準に基づくもののほか、これを行うことができない。

4 設計変更の基準

設計変更を行うことができる基準は、次の各号に定めるものとする。

(1) 契約規則第 65 条を根拠として行うもの（条件変更）

- ア 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く）
- イ 設計図書に誤り脱漏があること。
- ウ 設計図書の表示が明確でないこと。
- エ 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- オ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない状態が生じたこと。

(2) 契約規則第 66 条を根拠として行うもの

- ア 施工途中において関係官公署等の行政指導又は協議によるもの。
- イ 工事目的物及び工事目的物を完成する手段に関して設計上の判断を変更するもの。
- ウ 電気、水道、瓦斯等の公営企業、地元住民等との協議によるもの。
- エ 補助事業等で設計変更の必要を認めるもの。

5 設計変更による契約変更の範囲

- (1) 変更見込金額が請負代金額の 30%を越える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き原則として別途の契約とする。
- (2) 契約の同一性を失うような質的、又は量的の設計変更は請負者と協議して原則として契約を解除しなければならない。

6 設計変更の手続き

- (1) 設計変更は、その必要が生じた都度、監督員が変更の内容を掌握し、予算を確認した上、設計変更指示決定書（設変第 2 号様式）により承認を得て行うものとする。ただし、4 の (1) 項に定める条件変更により行う設計変更は請負者の書面による申立書（第 1 号様式）に基づき

これを調査し、確認しなければならない。

(2) 設計変更の内容が次の各号に該当するときは、報告を受けた所属長は指導検査課と協議し、市長の指示を得なければならない。

ア 変更見込金額が 5 の (1) 項に定められた限度額を超えるとき。

イ 設計変更の内容が、原設計に対して同一性を失うものと判断される
とき。

(3) 設計変更の指示を求める変更条件は、指導検査課の確認を得なければならない。

7 設計変更による工期延長の基準

(1) 設計変更による工期を延長する場合は、設計変更後の契約金額を基準として算出した工事期間から、当初契約の工事期間を控除した日数の範囲内を原則とする。

(2) 前項によりがたい場合は、変更後の契約差金により算出した工事期間に 1/2 に相当する期間の範囲で承認することができるものとする。

8 設計変更に伴う契約変更の手續

設計変更に伴う契約変更の手續きは、その必要性が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする。

(注) 軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

ロ 変更見込金額の合計額が請負代金の 10% を越えるもの。

9 設計変更の例外措置(緊急措置)

監督員は甲府市工事監督規定第 14 条に定められた場合に限り所属長の承認を得て事前執行することができる。

10 補則

この基準によりがたい特別の事情がある場合は、指導検査課と協議すること。

附則

この基準は、昭和 56 年度契約された工事より適用する。

附則

この基準は、平成 5 年 11 月 1 日以降に契約された工事より適用する。

附則

この基準は、平成 9 年 12 月 1 日より適用する。

令和 年 月 日

申立書

(あて先) 甲府市長

住所

請負人

氏名

印

契約NO			
工事名			
請負金額		着工年月日	令和 年 月 日
監督員氏名		完成年月日	令和 年 月 日
理由			

注 この申立書には、写真等資料を添付すること。

設変第1号様式

甲府市設計変更基準の解説

設計変更基準

(1)契約規則第65条(条件変更等)を根拠として行うもの。
[発注者と請負者双方が予測しえなかった変更]

ア・第65条(1) 図面・仕様書・現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められ手いる場合を除く)

○ 工事目的物の数量・規模・形状等について図面と仕様書の不一致。

イ・第65条(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。

○ 工事目的物の数量・規模・形状等について誤り・記載漏れ。

ウ・第65条(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

○ 工事目的物の数量・規模・形状等について表示が不十分・不明確。

エ・第65条(4) 工事現場の形状・地質・湧水等の状態・施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

○ 自然的な施工条件 → :掘削する地山の高さ及び埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凸凹等の形状。
:地質・湧水の有無又は量・地下水の水位・立木等の除去物の有無。

○ 人為的な施工条件 → :地下埋設物及び地下工作物(位置・大きさ・材質等)
:土取(捨)場・工所用道路・通行道路の指定・昼夜作業の指定。

オ・第65条(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない状態が生じたこと。

○ 自然的な施工条件 → :軟弱な地盤層・転石 :酸欠・有毒ガスの噴出

○ 人為的な施工条件 → :騒音規制・交通規制 :埋蔵文化財の発見
:住民運動・環境運動・事業の妨害

(2)契約規則第66条(工事変更・中止等)を根拠として行うもの。
[市長の任意の意志による権限としての変更]

ア・施工途中において関係官公署等の行政指導又は協議によるもの。

イ・工事目的物及び工事目的物を完成する手段に関して設計上の判断を変更するもの

○ 材料・材質の変更

○ 荷重増加による構造変更

○ 仕様(管径・設備・杭・桁等)の変更

ウ・電気・水道・ガス等の公営企業・地元住民等の協議によるもの。

エ・補助事業等で設計変更の必要を認めるもの。